平成２９年（フ）第６２号
三重県伊勢市古市町243番地
債務者　竹川　和志
1　決定年月日時　平成29年８月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
相模原市緑区青野原1562番地２
債務者　照井　幸則
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　雫田　直輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１１０号
広島県福山市入船町２丁目１―20―1002、住民票上の住所広島県福山市東吉津町１番２―203号
債務者　齊藤　和美（旧姓歌島）
1　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬尾　義裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１１１２号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１　県営東浦住宅４棟302号
債務者　新海夫久枝
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　圭史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１１０７号
札幌市手稲区明日風１丁目１番15―102号
債務者　渡辺よし枝
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１４２号
札幌市厚別区厚別中央３条３丁目５番35号　ハイツセルビア103号
債務者　藤原　洋子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１９６号
札幌市中央区南13条西１丁目１番３―605号
債務者　宮越　大樹
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２５１号
札幌市東区東苗穂９条１丁目８番８号　クレール２―102号
債務者　日下　法子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３１７号
札幌市白石区平和通４丁目南３番６号　札幌市あけぼの荘
債務者　中村　勝弘
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３４２号
札幌市豊平区平岸４条９丁目13番15―402号
債務者　木村麻衣子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３５８号
札幌市手稲区前田２条８丁目３番２号
債務者　川森　香苗
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３６４号
札幌市白石区北郷３条４丁目11番12号　ソシアルコート３・４―301号
債務者　深尾　梅子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３９４号
札幌市中央区南５条西18丁目１番７号
債務者　畠山　秀子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３９９号
札幌市北区あいの里１条３丁目５番７号
債務者　今泉　嘉伸
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２８号
茨城県常陸大宮市中富町3133―106　まごころの家　常陸大宮中富、住民票上の住所茨城県常陸大宮市石沢1672番地の１
債務者　粕谷　啓次
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２２９号
茨城県常陸大宮市栄町1226番１　まごころの家　常陸大宮、住民票上の住所茨城県常陸大宮市石沢1672番地の１
債務者　粕谷　寛子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
水戸地方裁判所